

異なつた宗教の共存

デヴィッド・リード

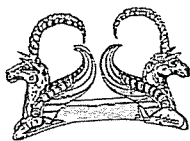
二つの異なつた価値

「文化が宗教の形態であれば、宗教は文化の本質である」と、神学者P・テイリッヒが言った。もっと簡潔に、「宗教は文化の鍵である」とR・ベラが言っている。一般論としては両氏のいうことは根本的であり、金言でもあるといえよう。

しかし一つの社会、一つの文化において、対立するような宗教形態やそれに伴う価値観がでてくる場合、一般論だけではもの足りないところがある。

一九八三年にロンドンで開催された国際宗教社会学会(CISR)において、柳川啓一氏と阿部美哉氏の「公的行動の異文化状況下における意味の違い」という、やや変わった題の発表があった。

この発表において、二種類の宗教形態が識別されている。一方には、「自然共同体への忠誠の伝統を持つ共同体指向の宗教」がある。他方に、「信仰共同体への忠誠を特徴とする個人指向の宗教」がある。この二つを省略して、「共同体的な宗教」と「個人主義的な宗教」という表現も使っている。



両氏の分析によると、日本の共同体的な宗教は、個人主義的な宗教であるキリスト教から四回も挑戦を受けている。十六世紀のキリスト教の到来、十九世紀の鎖国から開国にいたる過程におけるキリシタンの禁制と自由化をめぐる闘争、アメリカの占領による個人指向の宗教理念という最初の三回は、外部からの挑戦である。それに対して「忠魂碑、地鎮祭、慰霊祭」に関する裁判事件は、内部からの挑戦、内部からのエロージョン（侵食）であるという。

しかし最後に、「もつと楽天的に」と意識的に視点を変えて、「伝統的な価値の衰退としてよりも、二つの異なった価値の共存の可能性を検証する機会を提供するものであるのかも知れない」と結論するのである。

ここで考えたいと思うのは、この「二つの異なった価値の共存の可能性」のことである。

本論文の目指すところ

「共同体的な宗教」と「個人主義的な宗教」というカテゴリー（範疇）を使用する限り、柳川・阿部両氏の分

析には説得力があると私は思う。しかし異なった宗教の共存の可能性について考える場合、キリスト教一般を「個人主義的な宗教」として理解することに関しては、疑義を抱くのである。

その理由を後ほど述べたいと思うが、もしこのカテゴリーが不十分であるとすれば、新しいカテゴリーを探すことが必要になるであろう。しかもこの新しいカテゴリーは、異なった宗教の共存の可能性に関するやや違った見解につながるかも知れない。これがこの論文の目指すところである。

プロテスタンティズムの個人主義？

キリスト教が「個人主義的な宗教」であるという場合、カトリックよりプロテスタンティズムについて考えていることはまず間違いないであろう。そしてプロテスタンティズムが個人主義的な宗教形態であると理解するのは、一種の常識になっている。いや、そればかりか、かなりもつとらしい証拠を簡単に挙げられる。

(1) ルターの場合

ことである。

ルターの時代のドイツは *cuius regio eius religio*（統治者がその国の教会を決める）に従って「一国一教会主義」の時代であったことはよく知られているのである。今でいうドイツ全体には数多くの国、数多くの統治者がいたが、一五五五年のオクスブルグの平和条約によると、一国にはカトリック教会かルター派教会か、そのどちらかしかありえないことになっていた。そのうちルターを支持するようになった統治者の国々には、世俗社会全体に対するルターの影響が少しずつ深まった傾向はあるにはあるが、どちらかといえば、ルターは教会がいかに教えるべきか、いかにあるべきかについて夢中で、政治的な問題、社会問題などに対して比較的無関心であったと言っても過言ではなからう。

従って柳川・阿部両氏がいふ意味での「個人主義的な宗教」、つまり「信仰共同体への忠誠を特徴とする個人指向の宗教」というカテゴリーは、ルターの場合には妥当であると言えよう。

(2) カルヴァンによる第一の視野の広がり

宗教改革者ルターが *"Hier steh' ich, ich kann nicht anders"*（我ここに立つ、これ以外でありえない）と、ローマ・カトリック教会の代表者に向かって言った時、信仰共同体よりも自分の良心の方が大事であると解釈できるであろう。

ただしルターが求めたのは、信仰共同体の破壊でもなければ、個人主義的な良心の自由でもない。ローマ・カトリック教会から離れたことは事実であるが、それだからと言って信仰共同体そのものから離れたのではなく、別の信仰共同体を形成するために一生かかって努力した。ルターの *opus* は必ず正しい教会のための *opus* であった。間違った道にはいったその当時のローマ・カトリック教会に対して、自分の良心に従うと確かに言った。しかし真の教会のためにそう言ったのであって、単なる個人主義的な主張を述べたのではない。

この真の教会を形成するために全力を尽くしたルターとその支持者の行いや態度には行き過ぎがあったことは事実である。しかしここで特に大事なものは、ルターの「個人主義」は信仰共同体のための個人主義であったという

ルターが政治と宗教の分野、自然と恵みの分野をかなりはつきりと分けたことに対して、カルヴィンはむしろ信者の日常生活の場においてのみならず、政治・経済の場においても信仰の立場から正しいと思われるようなありかたを徹底しようとした。

言い換えれば、ルターの場合の共同体は信仰共同体であつたが、同じ信仰共同体を重んじたカルヴィンの場合には、社会全体に対する責任感が現れてくる。意味深い視野の広がりである。

ルターが基本的には中世の人間であつたことに比べて、カルヴィンが現代の人間である、という評価の根拠はここにあるであろう。

イメージでいえば、ルターの視野が「教会」という小さな輪に限定されていたことに対して、カルヴィンの視野には教会を中心とした輪のほかに、その周りの社会というもう一つの輪があつたといえよう。

カルヴィンの影響を受けたグループの一つはピューリタン（清教徒）である。小さなグループではあるが、重視されねばならない。⁽³⁾

な違いである。

しかし当時、西欧一般において支配していた考えを見逃してはならない。それはルター時代のドイツに関連してでてきた「一国一教会主義」とでもいう考えである。一つの国の中にいくつかの宗教が共存することが可能であるとは、当時の西欧人は夢にも思わなかった。カルヴィンもピューリタンもこの例外ではない。ピューリタンに限っていえば、自分の教会にのみ真理があつて、他の教会は異端にすぎない。同じ権利を信者にも異端者にも与えることは、到底考えられないことであつた。したがってピューリタンでなければ、ピューリタンの社会に住むことはとても許されなかつた。キリスト教界内のこれだけの厳しい排他性の当然の結果として、他宗教の存在を認めることは、以ての外であつた。

時代の流れにつれてピューリタンも無論変わった。例えば、一六六二年の Halfway Covenant（半途契約）ができたのは、ピューリタンの信者ではない、教会の会員ではない子供が親になった場合、その子供に洗礼を授けても良い（つまり投票権に必要な資格を与えても良い）ところ

ピューリタンの社会と宗教

現代人はピューリタンについて、わりとはつきりした考えをもっているが、その考えは必ずしも事実合っているとはいいたところがある。例えばピューリタンの服装はかならず白黒でなければいけなかつたとか、アルコールは全く禁じられていたとか、そういう考え、そういうイメージがかなり一般的ではないかと思うが、両方とも事実と正反対である。⁽⁴⁾

しかしカルヴィンから始まつた伝統に立つたピューリタンは、カルヴィンと同じように信仰共同体である教会が信者のために作つた規則を、周りの社会にも広げて、日常生活に限らず、政治、商売すべてのことにおいて信仰の実践的な意味を徹底的にあてはめようとした。したがってカルヴィンの視野の広がり、ピューリタンの神権政治に現れた。

そういう意味でカルヴィンやピューリタンの視野の広がり、カルヴィンの「信仰共同体への忠誠を特徴とする個人指向の宗教」とかなり異なるところがある。これは大事

にあつた。第一世代のピューリタンのヴィジョンと大分違うことである。しかし他のキリスト教の教会やグループを許せないことに関しては、ピューリタンは全然変わらなかつた。決して寛容ではなかつた。⁽⁵⁾

このような宗教形態には、どういうカテゴリーを使つた方が良いだろうか。柳川・阿部両氏がいう「信仰共同体への忠誠を特徴とする個人指向の宗教」は決して間違つていないが、しかしルターのたつた一つの輪とカルヴィン・ピューリタンの二つの同心円の輪とを区別するために、少々変えた方が良いかと思う。仮に「信仰共同体中心の個人指向・社会指向の宗教」と提案する。

ルターに比べて、カルヴィンやピューリタンは確かに視野の広がりをもつてゐるところがある。その宗教不寛容性や排除することができたら、キリスト教の他宗教と共存する思想的な条件はずいぶんよくなるであろう。しかし、それは次の視野の広がりを持たなければならなかつた。

(3) 第二の視野の広がり

現代の立場から考えてみると当然かも知れぬが、他宗

教に対して寛容的な態度をとることが可能になる前に、キリスト教界内の寛容性が実現しなければならなかった。その思想的な根拠は十七世紀の英国の Nonconformists (非国教派) に見ることができる。

非国教派というラベルの下に色々なグループがあるが、Congregational Church (会衆派教会) および Baptists (浸礼派、別名バプテスト派) が主なグループであったといえよう。

信仰の自由の尊重

非国教派にとって大事なものは信者の自由である。一般的な信仰の自由と違って、この自由は實際上キリスト教信者についてのみであった。政府による色々な制限や干渉からの自由であった。このような自由を認めないことは、聖書において神が定められたキリスト者の自由を妨害することを意味する(「自由を得させるために、キリストはわたしを開放して下さったのである。だから、堅く立つて、二度と奴隷のくびきにつながらてはならない。」ガラテヤ人への手紙五・一)。このような観点から非国教派が発言

した。軍人の中にも非国教派の人が、かなりいたようである。最後には国教派の人間は、ある程度納得して、内乱を避けるために、非国教派の要求を認めたのである。一六八九年の Toleration Act (寛容条例) はその結晶であった。⁽⁶⁾ 非国教派の人々に信仰の自由を保障する条例になった。

カトリックの人にも三位一体論を認めない人(ユニテリアン派の人)にもこの信仰の自由の保障がなかった。その上、一八二八年まで非国教派の人々は公職を奉ずることができなかったので、今でいえば欠点だらけの条例であった。しかしこの条例によって「一国一教会主義」が直ちに崩れ始めた。英国の歴史に初めて、いやヨーロッパの歴史に初めて一つの国にいくつかの教会・教派が共存することが可能になったのである。

しかしそれだけではない。信仰の自由を、国民の中の特定のグループに制限することが不可能であるので、信者の自由を保障するためには、国民全体に良心の自由を保障せねばならぬことが明らかになった。信仰の自由がキリスト教信者の生得権であることに對して、良心の自

由は人間一般の生来の人権である。このような考えが段々と認められるようになった。⁽⁷⁾

原則としては、キリスト教だけではなく、その他の宗教の関係者(および宗教と関係がない人)に良心の自由を保障することの意味が、これで決まったはずである。キリスト教内のいくつかの教会・教派ばかりではなく、その他の宗教も同じ国に共存する可能性が、確立されたはずである。しかし実際には、そういうふうには理解されなかった。他国の人間、他宗教の人間はイギリスへ移民することがなかったので、問題にはならなかった。実際には「一国一教会」から「一国一教」に転換したのである。

(4) 現代の視野

現代はまた違う状況である。現代のキリスト教はほとんど例外なく良心の自由を含む意味で、また他宗教を含む意味で、信仰の自由を認めている。伝道・布教することがキリスト教にとって本質的な責任であると十分理解した上で、ピューリタンのように神権政治を行おうと思っている教会・教派は、おそらく一つもないであろう。

神権政治を理想にしないことは気が弱くなったからではなく、むしろ信仰の自由が共同体全体、国家全体の健全のためになくてはならぬものであると確信するからである。

これもまた大きな視野の変容であると私は思うのである。自然共同体ではないかも知れぬが、現代のキリスト教の姿勢は、人間の救済と人間社会の健全のためにある信仰生活、これに近いようなものではないだろうか。

中世のキリスト教の立場からいえば、現代のキリスト教は異端そのものになるであろう。しかし現代のキリスト教は質を変えたとはいえ、間違いなくこの道を選んだと思う。

結びにかえて

かなり断片的な概要であったが、これでキリスト教(特にプロテスタント)の側からの他宗教との共存の可能性について、いくつかのことが明らかになった。

(1) キリスト教の歴史の大部分は、諸教会・教派間の共存の問題が主で、他宗教まで視野を広げる余地はほとん

どなかった。

(2) 諸教会・教派間の共存の問題を解決することに伴って、他宗教との共存の問題は、原則的なレベルにおいて解決されたが、実際の解決は比較的最近のことである。したがって他宗教との共存が、良心の自由という人権概念の意味するところの一つであることを認めるようになるまで、キリスト教は長い討論・闘争を体験しなければならなかった。この過程を経ることによってのみ、他宗教の存在する権利を承認するようになった。

この共存を可能にした過程を理解するのに、また、異なった価値に立脚する諸宗教の共存の可能性を検証するのに、キリスト教を「個人主義的な宗教」というカテゴリーは、やはり不十分であると思う。共存を認めるようになるまでの過程があるので、その過程に適した時代別のカテゴリーのほうが役に立つのではないだろうか。

「二国一教会主義」とか「一国一教主義」とか「人間の救済と人間社会のためにある信仰生活」というようなカテゴリーが十分であるとはいえないが、適切なカテゴリーを探すために役に立つことがあれば幸いであ

る。

これからのキリスト教がいかに変わるか、どのような過程を経るかは分からないが、神権政治を目指すような時代へ戻ることは、まずないであろう。伝道・布教、つまり個々人の救済のために努力することが放って置かれることなく、人間社会、人間の世界の健全化のために益々重視されるようになることは十分に考えられる。

ところが人間社会、人間の世界の「健全化とは」に関して、他宗教と意見が合うところもあれば異なるところもあるであろう。いや、キリスト教界に限って考えても、そういうことになる。ここに (free competition = 自由競争⁽⁸⁾) が一番望ましい共通の「枠」になるであろう。

柳川・阿部両氏がいう「自然共同体への忠誠の伝統を持つ共同体指向の宗教」にも歴史の過程による変化があることは、申すまでもない。神道と仏教の共存の仕方は、主に分業の仕方であるといえよう。同様に日本のキリスト教に結婚式を中心とした分業の仕方がでてくるのは、その観点からみれば当然であろう。

しかし地鎮祭、慰霊祭、憲法改正問題などについて考

えると、日本のキリスト教は「社会の健全化」に関する

責任感を放棄しない限り、このような摩擦が続くであろう。これは自由競争の止むを得ない面であろう。しかし神道も仏教も伝統を重視する宗教であると同時に、変わりつつある宗教でもある。日本の「自然共同体」も変わりつつあるものである。

西欧のキリスト教と同じような歴史過程を経なければいけないとは誰も思わないが、この止むを得ない摩擦を体験することによって、お互いに伝統を再検討する可能性もあるであろう。単なる実用主義的な give and take だけではなく、従来の伝統の意味を現状に合わせて深める再検討である。これからの日本において、こういう意味での共存が生まれてくれば、日本社会にとって大きな変容になるであろう。

註

- (1) 阿部美哉「CISRRと日本の宗教社会学」(『東洋学術研究』第二十六巻第一号(一九八七年)六四—七七頁、特に七一—七四頁参照。柳川啓一・阿部美哉『宗教倫理と宗教史』(一九八五年、日本放送出版協会)二〇頁、

一九〇頁も参照。

- (2) 「真の教会」という言い回しは古めかしいもので、最近ほとんど耳に入らない表現であるが、ルターがいう真の教会を識別するための基準は、今でもプロテスタントの伝統を汲んでいる諸教会にとって根本的なものである。それは、聖書を通して伝えられている神の言葉である。神の言葉が正しく説かれていくところ、また聖典カトリックの七つではなく、聖書が認める洗礼と聖餐式の二つが正しく営まれているところには、真の教会がある、との有名な教えがある。

- (3) 便宜上ここでいう「ピューリタン」は、北米ニューイングランドのピューリタンに限ることにする。

- (4) 服装の色に関して John Demos, *A Little Commonwealth: Family Life in Plymouth Colony* (London: Oxford University Press, 1970) pp. 53—54 参照。アルコールに関して Perry Miller and Thomas H. Johnson, *The Puritans*, rev. ed. (New York: Harper and Row, 1938), vol. 1, p. 2: "... at such pious ceremonies as the ordination of new ministers the bill for rum, wine, and beer consumed by the congregation was often staggering."

- (5) Miller and Johnson, *ibid.*, pp. 184—85 参照。

- (6) "Toleration Act," *Oxford Dictionary of the Christian Church* (London: Oxford University Press, 1958).

- (7) A. S. P. Woodhouse, ed., *Puritanism and Liberty* (London: J. M. Dent and Sons Limited, 1938)

[reprinted 1965])において、編集者の権威ある Introduction全体が大切であるが、良心の自由に関しては、特にp. 81参照。

(8) 宗教間の自由競争の考えは、東京神学大学教授大木英夫氏から借りた言い方で、先生にお礼を申し上げたい。

(9) Jan Swyngeouw, "Religion in Contemporary Japanese Society," *Japan Foundation Newsletter* 13 (January 1985) 参照。

(東京神学大学教授)